滋賀県信用保証協会理事長 取扱金融機関の長 令和 年 月 日

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住 所

(申込人) 法人名

代表者名

[事業者の選択]

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記〔確認項目〕①に該当する場合は 0.25%上乗せ(※)、②、③及び④に該当する場合は 0.45%上乗せ(※)となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の諾否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されること に伴うものに限られます。

[誓約事項]

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

- 1. 保証の委託の申込みをした日(以下「申込日」という。)以降においても、次の(1)及び(2)を遵守します。
 - (1) 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - (2) 申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。) への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- 2. 上記1. の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。
- 3. 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。
- (注)「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて 0.05%から 0.15%(※)が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。
 - ※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。
 - ※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

〔確認項目〕

次のいずれかに該当する(該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。)

確認	資格要件						
	1	【要件1】【要件2】及び【要件3】(1)、(2)の全ての項目を満たす。	0. 25%				
	2	【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】(1) 又は(2) のいずれかを満たす。	0. 45%				
	3	③ 法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。					
	4	法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0. 45%				

[要件確認]

上記①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけてください。 なお、②については【要件3】(1)及び(2)の数値を入力のうえ、いずれかに該当することを 確認し、該当する場合は○を、該当しない場合は×をつけてください。また、④は確認項目のチェッ クのみで、要件確認欄への記入は不要です。

7 000	のみで、要件確認懶への記入は不要です。							
要件確認欄					項目			
1	2	3	4					
				【要件1】	申込日以前過去2年間(法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。			
				【要件2】	申込日の直前の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。			
				【要件3】	申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上であること。			
				(1)	直前決算期:令和年月期 純資産額()円			
				【要件3】 (2)	申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して 赤字でないこと。 直前決算期 : 令和 年 月期 経常利益()円+減価償却費()円 =減価償却前経常利益()円			
					直前決算前期:令和 年 月期 経常利益()円+減価償却費()円			
					=減価償却前経常利益()円			

◎記入上の留意点

- ・直前の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾 日迄の間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。
- ・各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。なお、減価償却費 には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【確認状況記載欄】

上記 [事業者の選択] 及び [誓約事項] について、申込人の意思に基づくものであることを次のとおり確認しております。

確認	認年月	日		確認時間		確認方法(該当する番号にチェック)				金融機製罐忍者	
令和	年	月	田	時	分	□1.	電話 オンライン面談	$\square 2.$ $\square 4.$	対面面談 その他 ()	

申込金融機関として、上記全てを確認しています。

令和 年 月 日

金融機関本・支店名